

明和町分別収集計画

令和4年6月10日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本町においては施設を保有していないため、廃棄物処理について厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、最終処分量の削減を図る目的に、町民・事業者・行政がそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにして、これを公表することによりすべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用を進め循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	590.7 t	589.6 t	588.3 t	587.1 t	585.8 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担して相互に協力・連携を図ることが重要である。

本町は効率的な分別収集を実施するため、分別収集体制等の整備による容器包装物の回収率向上や町民、事業者のごみ処理意識の向上に努める。

また、本町環境保健委員によるリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルへの取組みなどあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対してごみ排出量の増大や最終処分場のひっ迫、ごみ処理に関する経費等ごみ処理の状況についての情報を提供して認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・買い物袋の持参の普及推進

繰り返し使用が可能な買い物袋使用の普及啓発を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用を推進する。

・町民の利用しやすい容器包装物等の集積場所等のあり方等について検討し、容器包装物の回収率向上に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器 （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの （白色トレイ含む）	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(第8条第2項第4号)

品目別の分別収集量の見込み

品 目	開始 年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器	5年度	19.0 t		19.0 t		19.0 t		19.0 t		19.0 t	
アルミ製容器	5年度	14.0 t		14.2 t		14.4 t		14.6 t		14.8 t	
無色ガラス製容器	5年度	(合計) 26.0 t		(合計) 26.3 t		(合計) 26.6 t		(合計) 26.9 t		(合計) 27.2 t	
		(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 26.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 26.3 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 26.6 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 26.9 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 27.2 t
茶色ガラス製容器	5年度	(合計) 28.0 t		(合計) 27.5 t		(合計) 27.0 t		(合計) 26.5 t		(合計) 26.0 t	
		(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 28.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 27.5 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 27.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 26.5 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 26.0 t
その他のガラス製 容器	5年度	(合計) 11.0 t		(合計) 11.0 t		(合計) 11.0 t		(合計) 11.0 t		(合計) 11.0 t	
		(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 11.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 11.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 11.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 11.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 11.0 t
紙パック	5年度	2.5 t		2.6 t		2.7 t		2.8 t		2.9 t	
段ボール	5年度	88.0 t		88.9 t		89.8 t		90.7 t		91.6 t	
紙製容器包装 (紙パックを除く。)	5年度	(合計) 51.0 t		(合計) 50.5 t		(合計) 50.0 t		(合計) 49.5 t		(合計) 49.0 t	
		(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 51.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 50.5 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 50.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 49.5 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 49.0 t
ペットボトル	5年度	(合計) 32.0 t		(合計) 33.0 t		(合計) 34.0 t		(合計) 35.0 t		(合計) 36.0 t	
		(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 32.0t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 33.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 34.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 35.0 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 36.0 t
その他のプラスチ ック製容器包装	5年度	(合計) 48.4 t		(合計) 48.9 t		(合計) 49.4 t		(合計) 49.9 t		(合計) 50.4 t	
		(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 48.4 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 48.9 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 49.4 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 49.9 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 50.4 t
うち白 色PET		(合計) 1.5 t		(合計) 1.5 t		(合計) 1.5 t		(合計) 1.5 t		(合計) 1.5 t	
		(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 1.5 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 1.5 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 1.5 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 1.5 t	(容リ協引渡 量) t	(独自処理 量) 1.5 t

(注1) 容リ協引渡量は、指定法人（(公財) 日本容器包装リサイクル協会）への引渡量を指す。

(注2) 独自処理量とは、市町村が独自に再商品化を行う（指定法人以外の者に引き渡す場合を含む。）
量を記入する。

(注3) 合計とは、容リ協引渡量と独自処理量の和のことを意味する。

(注4) プラスチック資源循環法第32条（指定法人に委託し再商品化を行う方法）及び同法第33条
（再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで再商品化を行う方法）に基づき再商品化を行う場
合に含まれるプラスチック製の容器包装についても、計画に含める。

(注5) 開始年度は、当該品目をこの計画の中で何年度から分別収集を行うかを記入する。

なお、既に分別収集を行っている品目については、「令和5年度」と記入する。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

平成18年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の基礎データと令和2年度までの実績を考慮して算定した。本計画策定以降の収集量実績が増加した品目については、実績値をもとに算定した。

また、分別収集見込み量算定にあたっては特定分別基準適合物ごとの過去の回収実績から算出し、人口変動率も考慮した。

また、人口は第6次明和町総合計画（平成27年度～平成36年度）から推計し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
10,780 人 (対前年度) ▲ 0.74 %	10,700 人 (対前年度) ▲ 0.74 %	10,620 人 (対前年度) ▲ 0.75 %	10,540 人 (対前年度) ▲ 0.75 %	10,460 人 (対前年度) ▲ 0.76 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子ども会育成会による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器や段ボール製容器包装については、引き続きこれらの団体の分別収集と町の回収を併行して実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

施設の整備について当面は予定していないので、業者に収集運搬及び中間処理を委託し、従来の分別収集方法により処理する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(第8条第2項第7号)

- ・ごみの減量化を図るため、ごみ減量化器具の購入者に対しての助成を継続して実施する。また子ども会育成会等による集団回収を促進するため、助成金の交付を引き続き行う。
- ・分別収集の徹底を図るため、各収集所において町環境保健委員による立会指導を従来どおり実施する。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。